

よくある質問(建築設備関係)

質問	回答
階段昇降機を取り付けたいのですが、取り付けの際の注意点はありますか。	階段の有効幅員を確保する必要等があります。詳しくは、図面等をお持ちの上窓口までご相談ください。
既存の建物にエレベーターを取り付けたいのですが、必要な手続き等がありますか。	エレベーターを設置することによる既存建物への影響等を検討する必要がありますので、図面等をお持ちの上窓口までご相談ください。
浸水対策に係る届出書はどのような場合に対象になりますか。	新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深が0.1m以上の区域」に地下室等を設置する場合は届出が必要になります。
浸水対策に係る届出書の様式はどこにありますか。	新宿区のホームページにてダウンロードできます。
浸水対策に係る届出書はいつ提出すればいいですか。	建築確認申請の前に提出していただきますが、建物規模、高さ等で60日前、30日前、15日前とわかれておりますので、詳しくは要綱もしくは新宿区のホームページをご覧ください。
浸水対策とはどのようなことを講じればいいですか。	浸水対策上の措置として、出入口を一段高くする(マウンドアップ)、防水板を設置する、開口部の位置を高くする、排水ポンプを設置するなどがあります。
地下室を設置する際、0.1m以上の浸水領域にはいってなくても、浸水の対策は必要ですか。	届出の必要はありませんが、浸水対策上必要な措置を講じてください。
浸水対策に係る届出について、完了検査はありますか。	完了検査はありませんが、浸水対策の実施に係る完了届出書を提出してください。
省エネルギー措置の届出書の提出先はどこですか。	新宿区内で床面積の合計が1万㎡以下なら新宿区へ、1万㎡超なら東京都になります。
省エネルギー措置の届出書の提出時期はいつですか。	工事着手予定日の21日前までに提出してください。